

議案第 56 号

琴浦町附属機関条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町附属機関条例の一部を改正する条例

琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、町長、教育委員会その他の執行機関は、<u>緊急又は臨時の必要がある場合には、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども・子育て会議</td> <td style="text-align: center;">子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予防接種健康被害調査委員会</td> <td style="text-align: center;">予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条又は第6条の規定に基づき実施した予防接種及び町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項	予防接種健康被害調査委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条又は第6条の規定に基づき実施した予防接種及び町	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、町長、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども・子育て会議</td> <td style="text-align: center;">子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項
名称	調査審議する事項														
略															
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項														
予防接種健康被害調査委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条又は第6条の規定に基づき実施した予防接種及び町														
名称	調査審議する事項														
略															
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項														

	自らの行政措置として実施する予防接種により発生した健康被害に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。